

自然環境保全協定書（例）

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と千葉県（以下「乙」という。）とは、〇〇市（以下「丙」という。）立会いのもとに千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり自然環境保全協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、条例第25条第1号に掲げる行為を実施するに当たって、自然環境の改変を最小限度にとどめる等の適切な措置を講ずることにより、自然環境を保全することを目的とする。

（事業の実施）

第2条 甲は、次の事業を実施するに当たっては、この協定の定めるところによるものとする。

事業地	
事業名	
事業面積	平方メートル
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで

（責務）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため前条の規定による事業の実施に当たっては、自然の保存、植生の回復その他適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、甲から前項の措置を講ずるための技術指導、助言等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

（自然環境保全のための措置）

第4条 甲は、前条第1項の規定による措置として別添「自然環境保全実施細目書」に記載する事項（以下「実施細目記載事項」という。）について 年 月 日までに履行するものとする。

（管理責任）

第5条 甲は、第1条の目的にのっとり保全することとした緑地等の維持管理を、適正に行わなければならないものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため保全緑地等の管理責任者をその職員のうちから定めるものとし、管理責任者に変動が生じた場合は速やかに乙及び丙に届け出るものとする。

（報告等）

第6条 甲は、実施細目記載事項の履行が完了するまでの間、各年度の履行状況について翌年度4月30日までに乙及び丙に報告するものとする。

2 甲は、実施細目記載事項の履行が完了したときは、速やかに乙及び丙に報告するものとする。

3 甲は、実施細目記載事項の履行完了後1年間、その状況について適切な時期に事後調査を行い、調査終了後速やかに乙及び丙に報告するものとする。

4 乙及び丙は第2項の完了報告を収受したときは、速やかに実地確認を行い、自然環境保全のための措置の完了を認めるときは、その旨を甲に通知するものとする。

5 甲は、前条第1項に規定する緑地等を地方公共団体へ移管した場合は、速やかにその位置及び面積を乙に報告するものとする。

(立入調査等)

第7条 乙及び丙は、前条に係る報告を受けたときは、必要に応じて甲の事業地への立入調査を行うことができるものとする。

2 乙及び丙は、自然環境保全を図るために必要な限度において甲の事業地への立入調査を行い、又は甲に対して必要な報告を求めることができるものとする。

(地位の承継)

第8条 甲は、本協定に係る地位の全部又は一部を第三者に承継させたときは、承継人によって速やかに乙及び丙に届け出させるものとする。

(協定内容変更の協議)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を変更しようとするときは、事前に協議するものとする。

(履行)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める各条項を信義に基づき誠実に履行するものとする。

(疑義等の解決)

第11条 甲及び乙は、この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、協定の本旨にのっとり解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 ○○県○○市○○町○○番地
○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

乙 千葉市中央区市場町1番1号
千 葉 県
千葉県知事 ○ ○ ○ ○

(立会人) 丙 ○○市○○町○○番地
○ ○ 市
○○市長 ○ ○ ○ ○